

山口大学大学院創成科学研究科（工学系）における名誉教授等の研究活動に関する 取扱要項

令和6年9月4日 制定

（趣旨）

第1条 この要項は、大学院創成科学研究科（工学系）（以下「研究科」という。）において、名誉教授等が科学研究費助成事業、共同研究、受託研究、各種研究助成金、その他の研究活動を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要項において、「名誉教授等」とは、研究科出身の山口大学名誉教授及びその予定者並びに教授(特命)をいう。

（承認申請）

第3条 研究活動に関する申請を行おうとする名誉教授等（以下「申請者」という。）は、当該手続の1か月前までに所定の申請書類（様式1）及び当該研究活動の概要がわかる書類（応募要項の写し等）を、研究科長（研究科長が理学系又は農学系から選出されている場合にあっては、副研究科長。以下同じ。）に提出し、その承認を得なければならない。

（委員会）

第4条 研究科長は、前条の申請等があったときは、大学院創成科学研究科教授会工学系専攻長会議（以下「専攻長会議」という。）に置く、名誉教授等の研究活動審査委員会（以下「委員会」という。）で審議し、その可否を決定する。

2 委員会は、研究科長、工学部副学部長、評議員及び研究科長が指名する分野長をもって組織し、次の事項について審議する。

- (1) 研究計画の概要に関すること。
- (2) 研究体制に関すること。
- (3) 研究資金の管理に関すること。
- (4) 施設利用状況、関連の研究設備及び機器等の利用に関すること。
- (5) その他必要な事項

3 委員会は、審議にあたり、申請者及び関連する分野長等から意見を聴取することができる。

4 研究科長は、委員会終了後、その審議結果を速やかに申請者に対し報告するとともに、直近の専攻長会議において報告するものとする。

（報告）

第5条 申請者は、委員会で承認された場合において、当該申請に係る研究活動の採否等が決定したときには、募集元機関等からの結果通知の写し等により研究科長へ報告するもの

とする。

(遵守事項)

第6条 申請者は、研究活動において、次の事項を遵守しなければならない。ただし、大学教育職員として在職中である者はこの限りでない。

- (1) 採択された課題の研究のみ行うこと。
- (2) 研究代表者として研究を実施する場合は、申請者のみで行うこと。
- (3) 研究分担者として研究を実施する場合は、研究代表者の指示に従うこと。
- (4) 学生の教育に携わらないこと。
- (5) 申請者又は学内の当該研究の分担者が経理管理及び物品受領を行うこと。
- (6) 学内設備等を使用する場合には、あらかじめ当該設備等の管理者の承諾を得るとともに、使用料、専用機器の搬入・撤去量等の経費負担の取扱いに関し関係者と事前に調整すること。
- (7) 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）が義務付ける各種研修を受講すること。

(施設利用)

第7条 研究科は、本法人退職時に研究室及び実験室等（以下「研究室等」という。）を明け渡す原則に則り、申請者に対し研究室等は提供しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が教授（特命）であって、研究の遂行にあたり施設利用を希望する場合は、「山口大学大学院創成科学研究科（工学系）における外部資金により雇用する特命教育職員（研究）に関する要項」第11条の規定に基づき、研究科が共用するスペース（以下「共用スペース」という。）の中から研究科長が承認したスペースを利用することができるものとし、原則として退職前に使用していた研究室等を利用することはできない。
- 3 共用スペースの利用を許可された教授（特命）は、山口大学工学部共用施設利用内規に基づく施設の借用料を支払わなければならない。

(承認の取消)

第8条 研究科長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、研究活動の承認を取り消すことができる。

- (1) 遵守事項及び施設利用に関する規定に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 申請に係る研究活動の不採択等により研究活動を行うことが困難と判断されるとき。
- (4) その他研究活動を行わせることが不相当と認められたとき。

(事務)

第9条 この要項に係る事務は、工学部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、名誉教授等の研究活動に関し必要な事項は、委員会
が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年9月4日から施行する。
- 2 山口大学大学院創成科学研究科（工学系）における名誉教授等の科学研究費助成事業での研究活動に関する取扱要項（平成31年2月6日専攻長会議承認。次項において「旧要項」という。）は、廃止する。
- 3 この要項施行の際、現に廃止前の旧要項に基づき既に承認済みである名誉教授等の研究活動（旧要項の規定を準用し承認した研究活動を含む。）については、この要項の規定により承認されたものとみなす。